

岩手県告示第462号

青少年のための環境浄化に関する条例（昭和54年岩手県条例第35号）第10条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるものとして指定する。

令和4年7月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定番号	種 類	名称等	発行所名	指定理由
04-5	雑誌	実録Joker 7月号	株式会社ダイアブレス	著しく青少年の性的感情を刺激し、粗暴な行為若しくは残虐な行為を誘発し、若しくは助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長し、その健全な成長を阻害するおそれがある。
04-6	〃	実話ナックルズGOLD Vol. 26	株式会社大洋図書	
04-7	〃	実話ナックルズウルトラ Vol. 20	株式会社大洋図書	
04-8	〃	裏モノJAPAN 8月号	株式会社鉄人社	